

## 熊本県監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年（2023年）8月31日

|         |      |
|---------|------|
| 熊本県監査委員 | 藤井一恵 |
| 同       | 竹中潮  |
| 同       | 緒方勇二 |
| 同       | 橋口海平 |

### 1 実施方法

令和5年（2023年）4月18日から5月29日までの間に実地監査を実施

### 2 監査対象機関

| 部 局 名 | 機 関 名  |
|-------|--|
| 総務部   | 消防学校   |
| 健康福祉部 | 清水が丘学園、精神保健福祉センター  |
| 環境生活部 | 環境センター   |
| 商工労働部 | 高等技術専門校  |
| 農林水産部 | 農業大学校、中央家畜保健衛生所、城北家畜保健衛生所、阿蘇家畜保健衛生所、城南家畜保健衛生所、天草家畜保健衛生所、林業研究・研修センター、水産研究センター |
| 土木部   | 三角港管理事務所、八代港管理事務所、水俣港管理事務所、熊本港管理事務所  |
| 教育委員会 | 美術館  |

### 3 監査対象年度 令和4年度（2022年度）

### 4 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

## 5 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

### (1) 指摘事項

| 監査対象機関 |               | 監査の結果   |
|--------|---------------|---|
| 部局名    | 機関名           |   |
| 商工労働部  | 高等技術専門校       | (経理事務について)<br>委託料及び一般需用費について、請求書の管理を怠り、複数の支払遅延を生じているものがある。<br>支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。   |
| 農林水産部  | 城北<br>家畜保健衛生所 | (公用車の毀損について)<br>公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。<br>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。   |
|        | 水産<br>研究センター  | (一般共済費の誤払について)<br>公務災害の対象となる再任用短時間勤務職員(船員)について、誤って労災保険に加入し、6年分の保険料を支払っていたが、3年分の保険料の還付を受けられていない。<br>一般共済費の支出に当たっては、適正な事務処理を行い、組織的なチェックを徹底すること。 |

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項  
なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項  
なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。